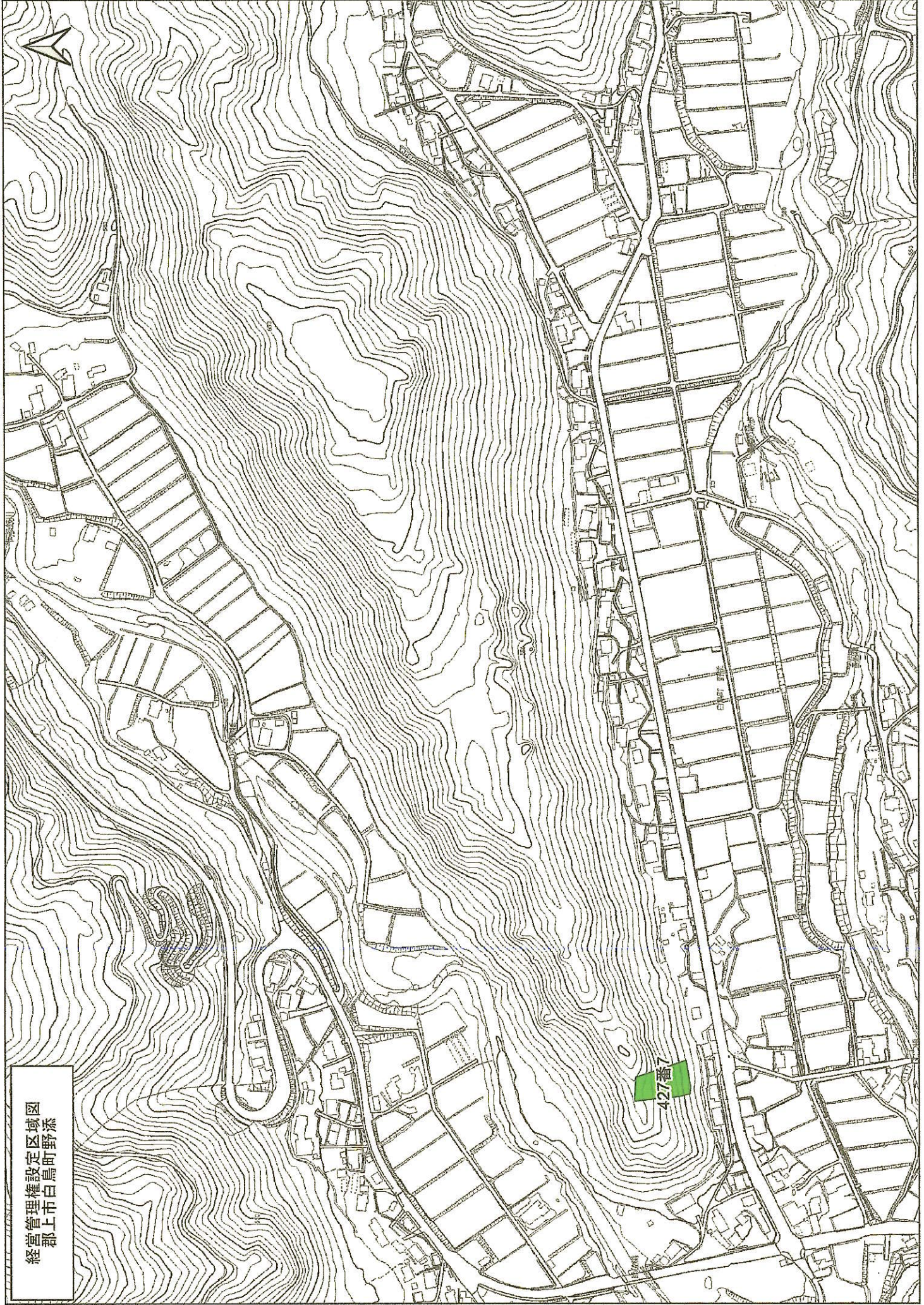


白鳥町野添地区経営管理権集積計画対象森林一覧

整理番号	住所・地番	林班	地目	面積 (㎡)	経営管理権の存続期間 (終期)	備考
白-野添R4第1号	郡上市白鳥町野添字城下427番7	112-イ-15-1	山林	3,394	2036.3.31	
白-野添R4第2号	郡上市白鳥町野添字井上842番14	112-ハ-7	山林	413	2036.3.31	
白-野添R4第3号	郡上市白鳥町野添字井上842番13	112-ハ-13	山林	214	2036.3.31	
白-野添R4第4号	郡上市白鳥町野添字沼817番	112-イ-24	山林	7,867	2036.3.31	
白-野添R4第7号	郡上市白鳥町野添字城下427番3	112-イ-10	山林	1,538	2036.3.31	
白-野添R4第7号	郡上市白鳥町野添字城下427番13	112-イ-13	山林	88	2036.3.31	
白-野添R4第7号	郡上市白鳥町野添字城下427番28	112-イ-14	山林	6.43	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1097番1	112-ハ-47	畑	1,295	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1098番1	112-ハ-50	山林	2,938	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1098番2	112-ハ-49	畑	161	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1098番3	112-ハ-49	畑	72	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1098番4	112-ハ-50	畑	85	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1098番5	112-ハ-51	畑	241	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1099番	112-ハ-52	山林	3,213	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1100番1の1	112-ハ-53	山林	1,748	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1102番2	112-ハ-57	畑	39	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1103番	112-ハ-57	畑	1,077	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1108番1	112-ハ-61	山林	2,280	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1108番2	112-ハ-57	畑	115	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1108番4	112-ハ-62	山林	264	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1117番1	112-ハ-65	山林	46	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1117番2	112-ハ-88	山林	46	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1117番4	112-ハ-88	山林	46	2036.3.31	
白-野添R4第8号	郡上市白鳥町野添字沢1117番6	112-ハ-65	畑	76	2036.3.31	
白-野添R4第9号	郡上市白鳥町野添字城下426番2	112-イ-7	畑	327	2036.3.31	
白-野添R4第9号	郡上市白鳥町野添字城下426番3	112-イ-7	山林	99	2036.3.31	
白-野添R4第10号	郡上市白鳥町野添字沢1109番3	112-ハ-62	畑	333	2036.3.31	
白-野添R4第11号	郡上市白鳥町野添字沢1109番2	112-ハ-62	畑	380	2036.3.31	
白-野添R4第12号	郡上市白鳥町野添字沢1090番	112-ハ-48	山林	165	2036.3.31	
白-野添R4第12号	郡上市白鳥町野添字沢1091番	112-ハ-48	畑	383	2036.3.31	
白-野添R4第13号	郡上市白鳥町野添字南田650番	112-ハ-9	山林	2,016	2036.3.31	
白-野添R4第14号	郡上市白鳥町野添字井上842番1	112-ハ-10	山林	399	2036.3.31	
白-野添R4第14号	郡上市白鳥町野添字井上842番3	112-ハ-10	山林	399	2036.3.31	
白-野添R4第15号	郡上市白鳥町野添字沢1100番4	112-ハ-35	山林	723	2036.3.31	
白-野添R4第15号	郡上市白鳥町野添字沢1120番1	112-ハ-84	畑	198	2036.3.31	
白-野添R4第15号	郡上市白鳥町野添字沢1121番	112-ハ-81	山林	297	2036.3.31	
白-野添R4第15号	郡上市白鳥町野添字沢1126番2の1	112-ハ-70	畑	214	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字南田633番1	112-ハ-1-2	山林	3,606	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字南田633番2	112-ハ-4-2	畑	122	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字南田635番1	112-ハ-4-1	山林	1,933	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字南田635番2	112-ハ-4-2	畑	138	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字南田636番	112-ハ-5	山林	2,016	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字南田651番	112-ハ-12	山林	2,016	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字南田653番1	112-ハ-12	山林	5,256	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字沢1089番1	112-ハ-32	山林	297	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字沢1100番7	112-ハ-40	山林	723	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字沢1107番1	112-ハ-64	山林	6,247	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字沢1107番2	112-ハ-60	山林	347	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字沢1107番8	112-ハ-65	畑	9.91	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字沢1109番1	112-ハ-65	畑	85	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字沢1115番1	112-ハ-60	畑	155	2036.3.31	
白-野添R4第16号	郡上市白鳥町野添字沢1116番3	112-ハ-60	畑	3.30	2036.3.31	
白-野添R4第17号	郡上市白鳥町野添字沢1100番9	112-ハ-45	山林	723	2036.3.31	
白-野添R4第18号	郡上市白鳥町野添字井上843番8	112-ハ-37	山林	2,760	2036.3.31	
白-野添R4第18号	郡上市白鳥町野添字沢1110番1	112-ハ-62	畑	515	2036.3.31	



經營管理權設定区域図
都上市白鳥町野添

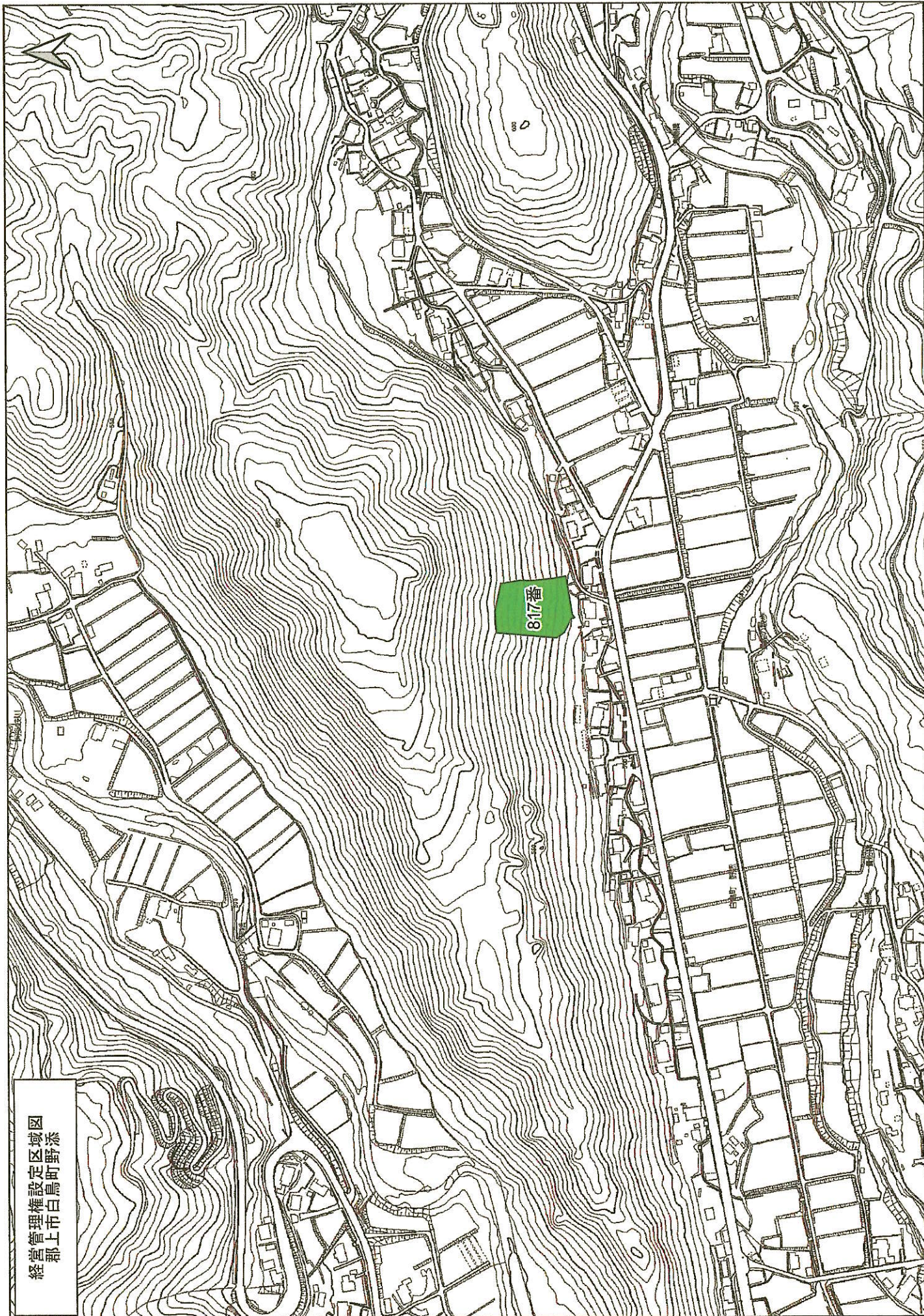
427番



經營管理權設定区域図
都上市白鳥町野添

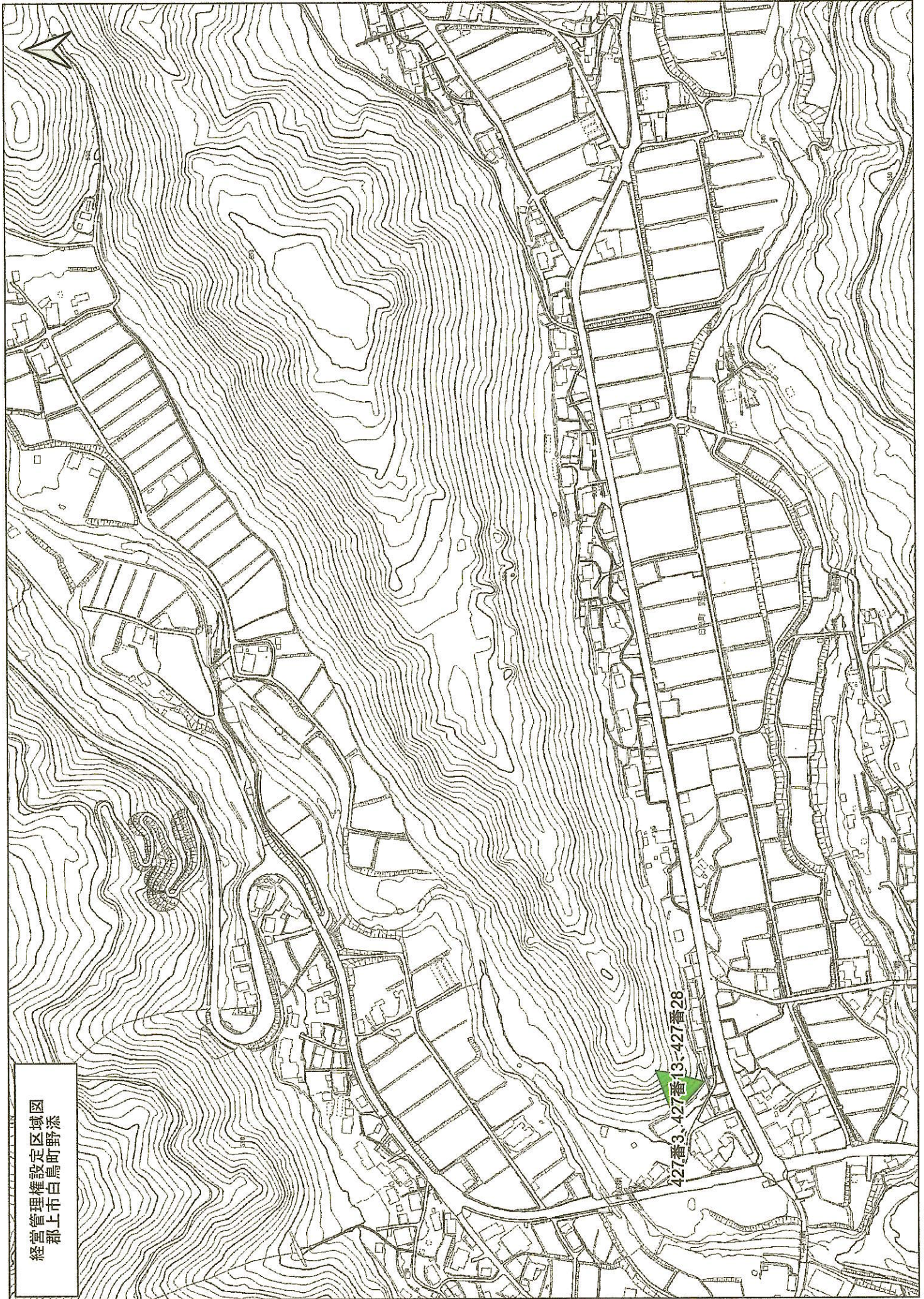


経営管理権設定区域図
郡上市白鳥町野添



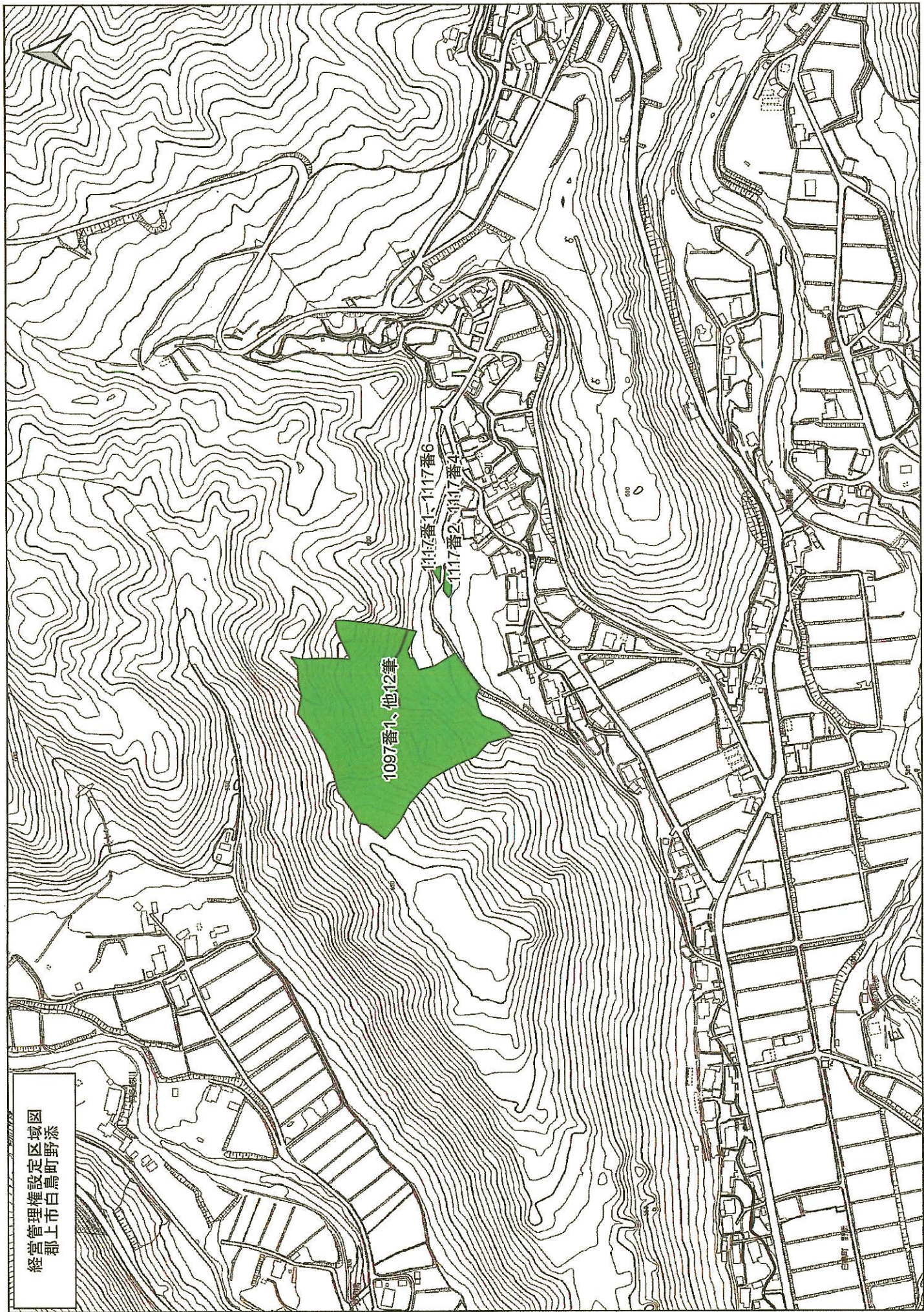
経営管理権設定区域図
郡上市白鳥町野添

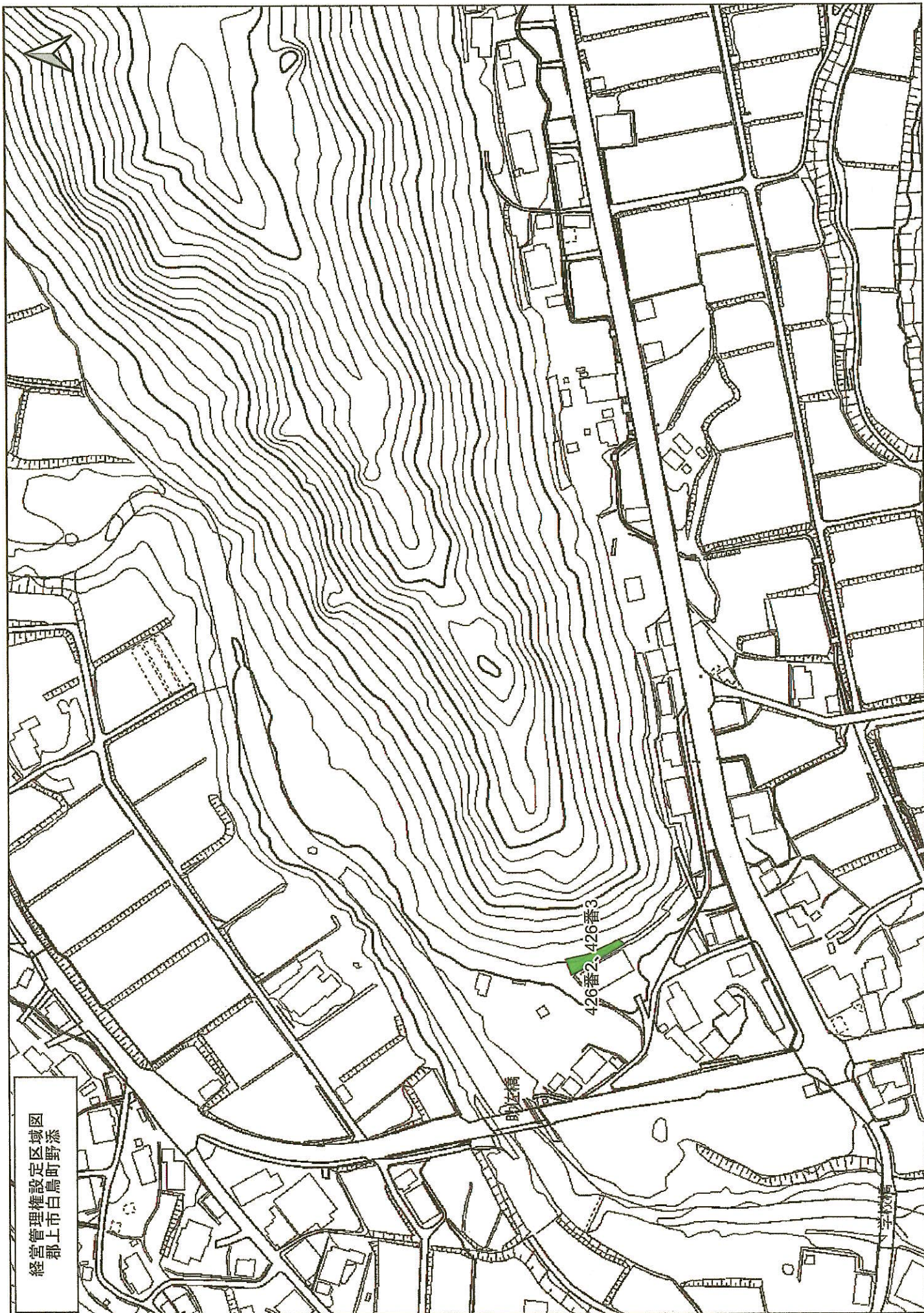
817番



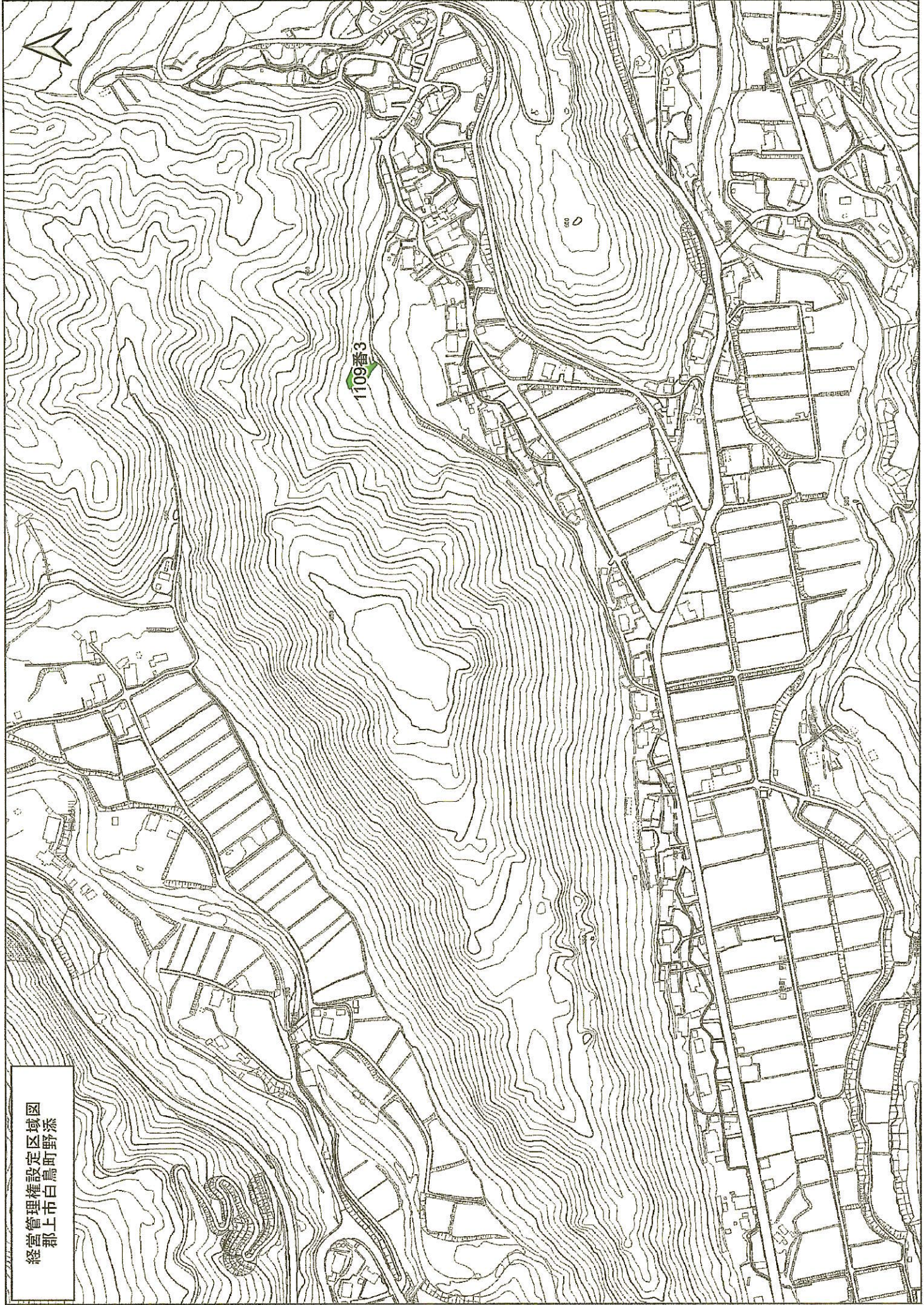
経営管理権設定区域図
郡上市白鳥町野添

經營管理權設定区域図
郡上市白鳥町野添

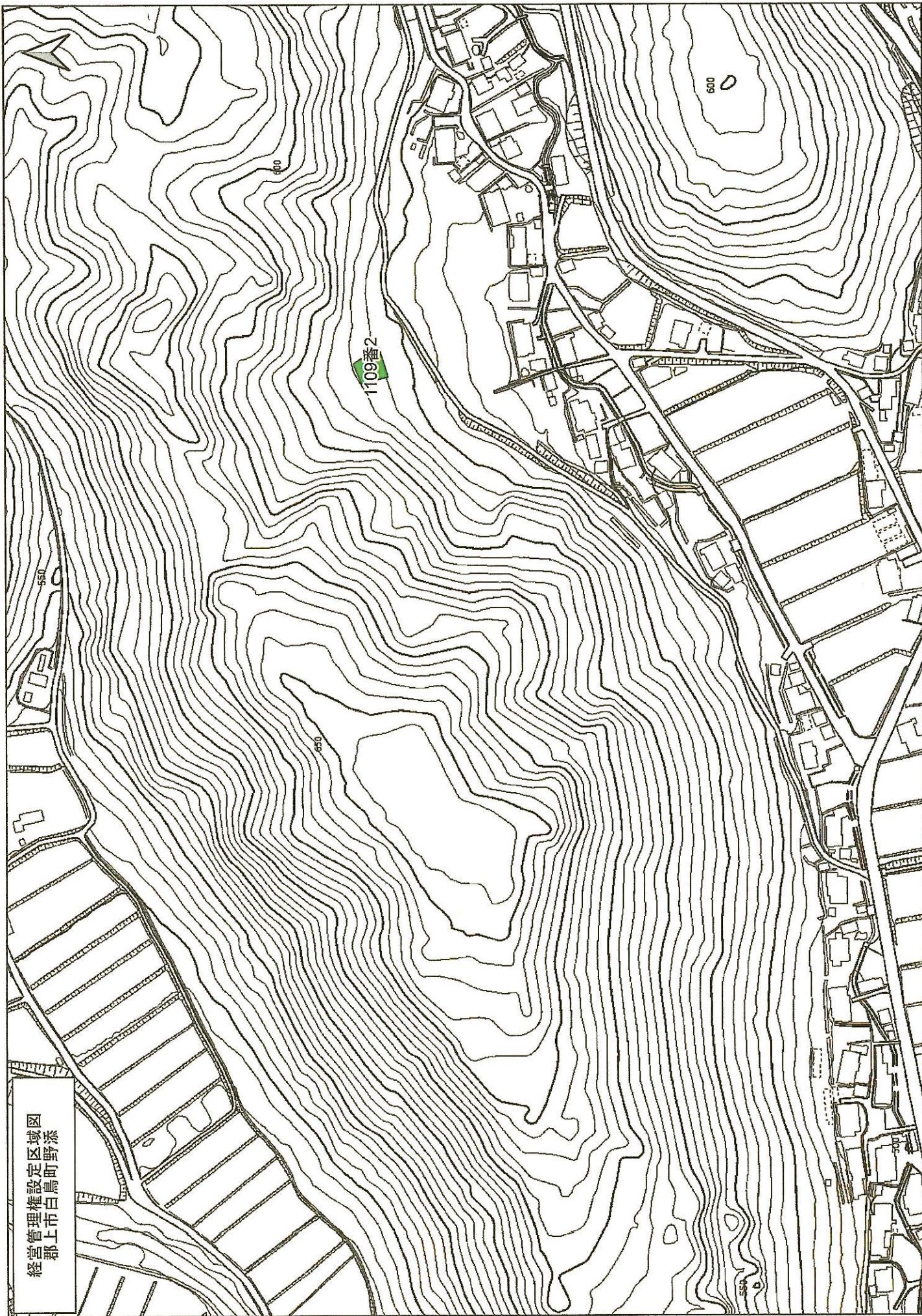




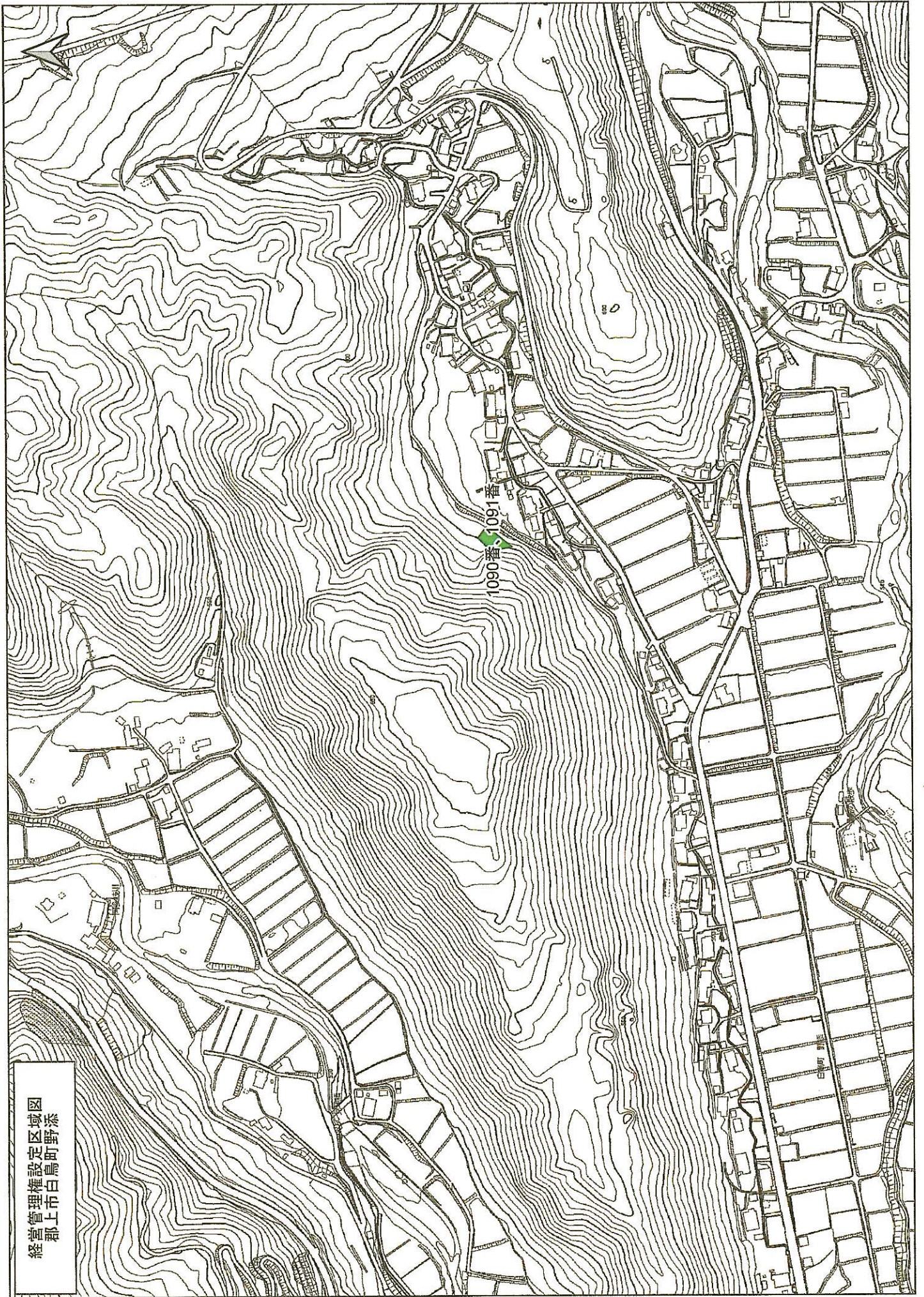
經營管理権設定区域図
郡上市白鳥町野添



經營管理權設定区域圖
市白鳥町野添



經營管理推設定区域図
郡上市白鳥町野添

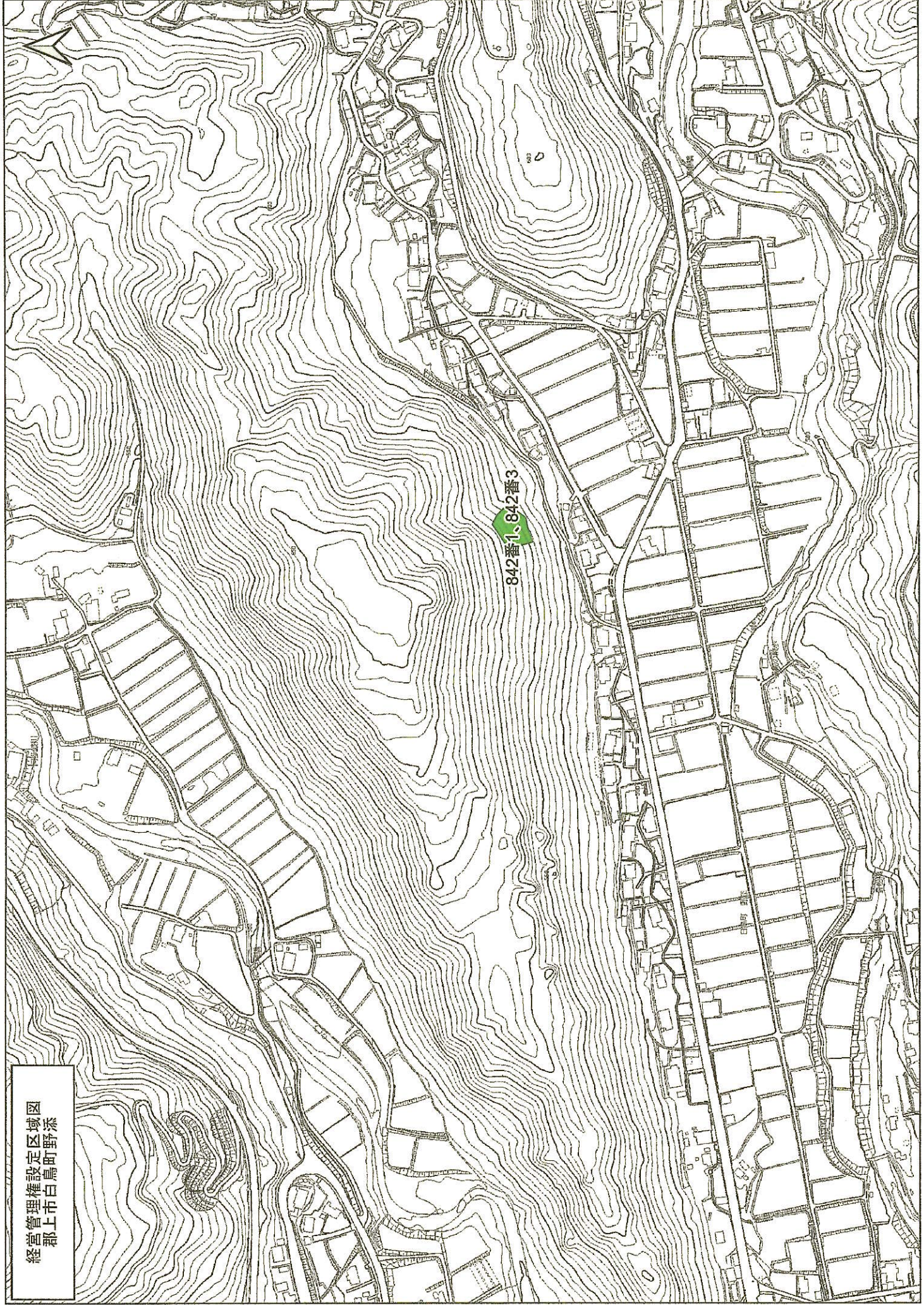


經營管理權設定区域図
郡上市白鳥町野添

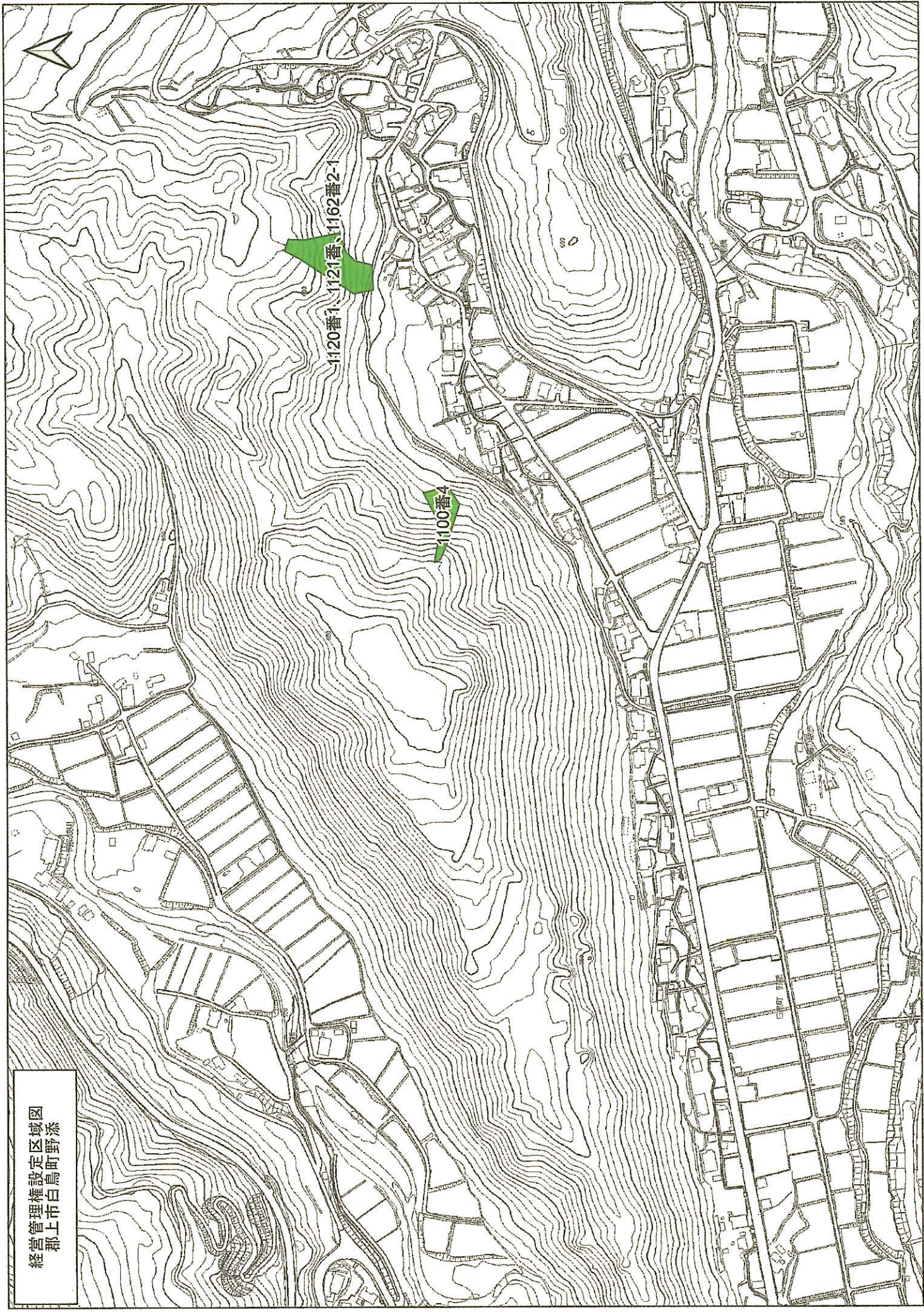


經營管理推定区域図
郡上市白鳥町野添

經營管理權設定区域図
都上市白鳥町野添



842番1, 842番3



經營管理權設定区域圖
郡上市白鳥町野添

経営管理権集積計画

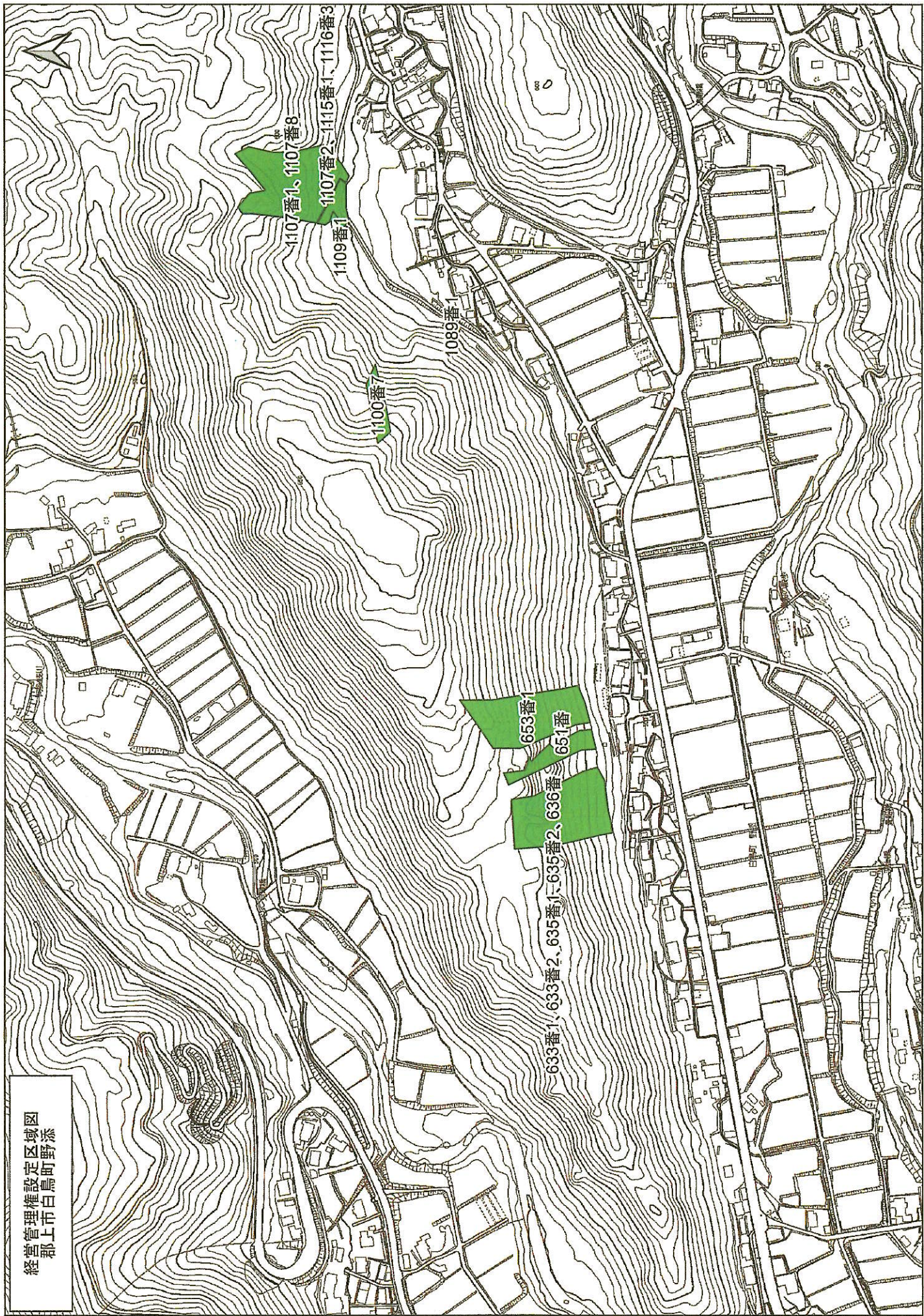
1 個別事項

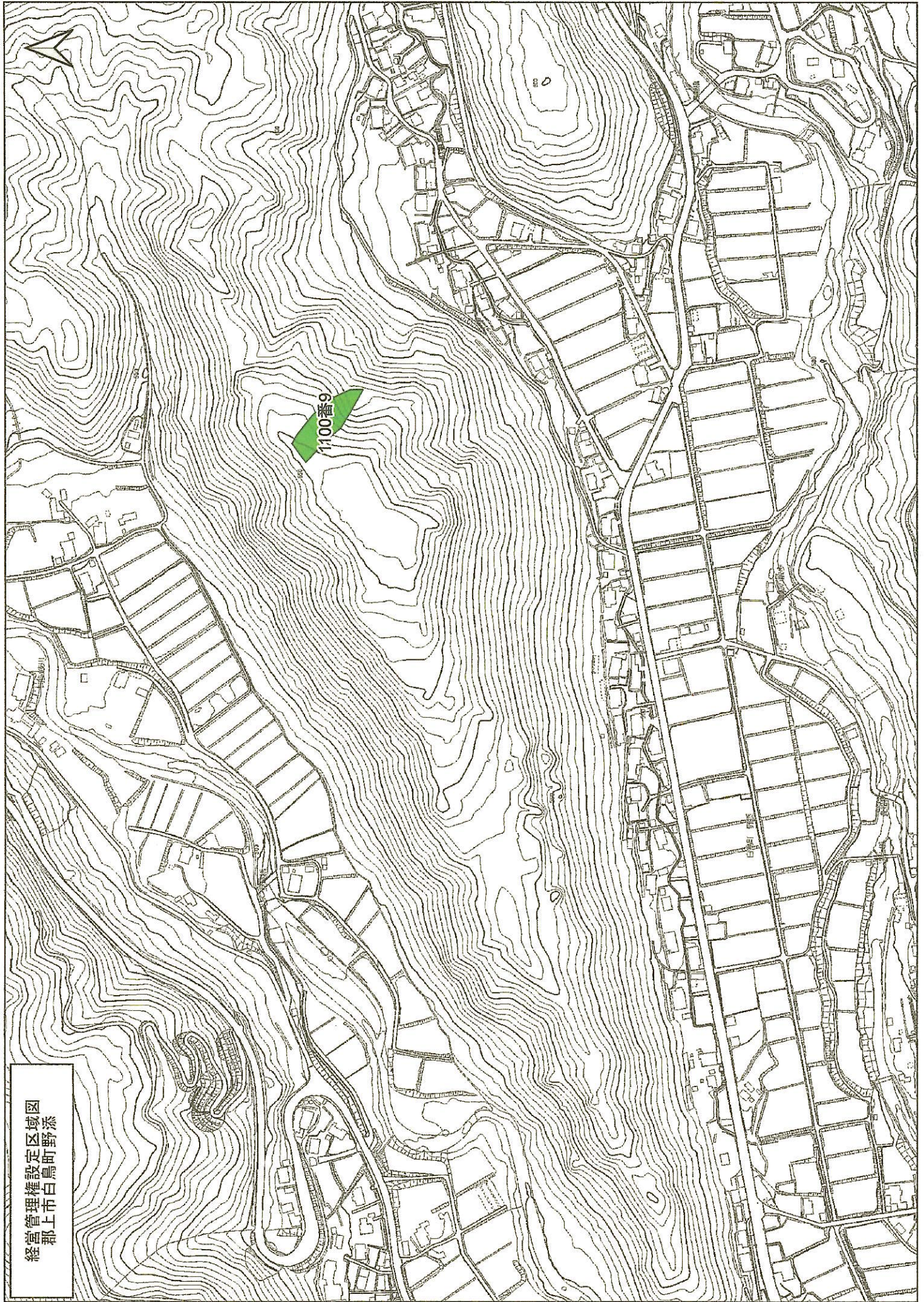
整理番号	白 一 野添 R 4第 16 号		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)					
			経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		郡上市長 山川弘保		郡上市八幡町烏谷228番地					
					(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												
番号	所在	地番	林小班	地目	面積(m ²)	現況樹種	現況林齢	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	郡上市白鳥町野添字南田	633番1	112-ロ-1-2	山林	3,606	ヒノキ	60	公告のあった日から	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、郡上市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施策を1回以上実施する。 ・スギ・ヒノキ人工林:間伐 ・広葉樹林:除伐 ・竹林:間伐又は除去 ・民家等に隣接し倒木による被害を及ぼすおそれのある立木の伐採 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに配慮し実施するものとする。 また、気象害及び病虫害被害の確認のため、年1回程度の林道等から目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとし、乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する。ただし、原則として乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙が甲に(D)を支払うべき時期、相手方及び方法は行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。
2	郡上市白鳥町野添字南田	633番2	112-ロ-4-2	畑	122	タケ		公告のあった日から				
3	郡上市白鳥町野添字南田	635番1	112-ロ-4-1	山林	1,933	ヒノキ	60	公告のあった日から				
4	郡上市白鳥町野添字南田	635番2	112-ロ-4-2	畑	138	タケ		公告のあった日から				
5	郡上市白鳥町野添字南田	636番	112-ロ-5	山林	2,016	ヒノキ	60	公告のあった日から				
6	郡上市白鳥町野添字南田	651番	112-ロ-12	山林	2,016	マツ類・広葉樹・タケ		公告のあった日から				
7	郡上市白鳥町野添字沢	1100番7	112-ハ-40	山林	723	ヒノキ	49	公告のあった日から				
8	郡上市白鳥町野添字沢	1107番1	112-ハ-64	山林	6,247	ヒノキ・広葉樹	52	公告のあった日から				
9	郡上市白鳥町野添字沢	1107番2	112-ハ-60	山林	347	スギ	57	公告のあった日から				
10	郡上市白鳥町野添字沢	1107番8	112-ハ-65	畑	9.91	ヒノキ・広葉樹	52	公告のあった日から				
11	郡上市白鳥町野添字沢	1109番1	112-ロ-65	畑	85	スギ	57	公告のあった日から				
12	郡上市白鳥町野添字沢	1115番1	112-ハ-60	畑	155	スギ・広葉樹	57	公告のあった日から				
13	郡上市白鳥町野添字沢	1116番3	112-ハ-60	畑	3.30	スギ	57	公告のあった日から				

乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)							経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				備考	
番号	所在	地番	林小班	地目	面積(m ²)	現況樹種	現況林齢(年齢)	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村(乙)												
								住所(同上)	郡上市長 山川弘保			
権利を設定する森林の森林所有者(甲)												
								住所(同上)	[Redacted]			

(記載注)(1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 (3) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 (4) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
 ※ (A)欄の「現況樹種」、「現況林齢」は現地と相違する場合があります。

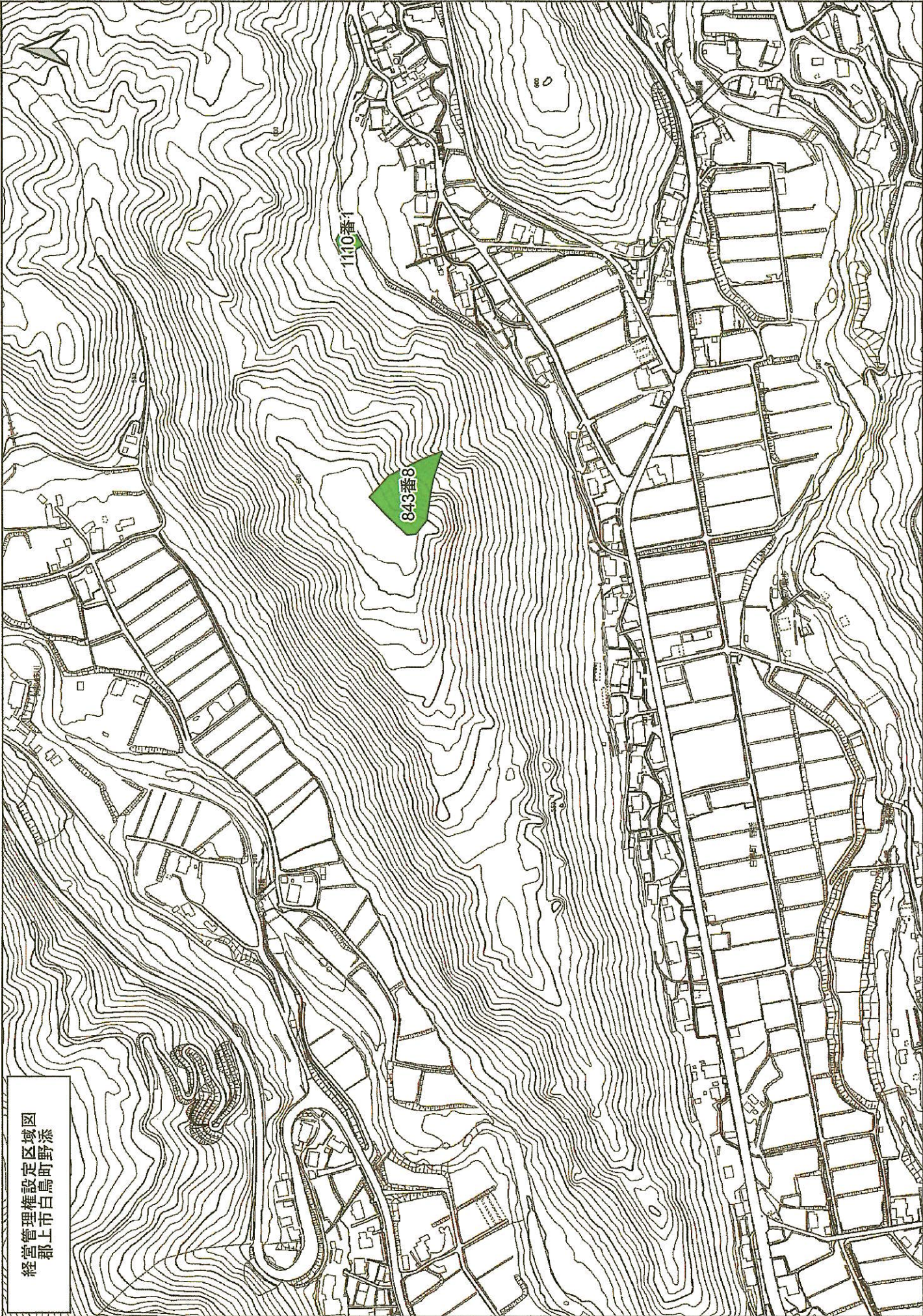
經營管理權設定区域図
郡上市白鳥町野添



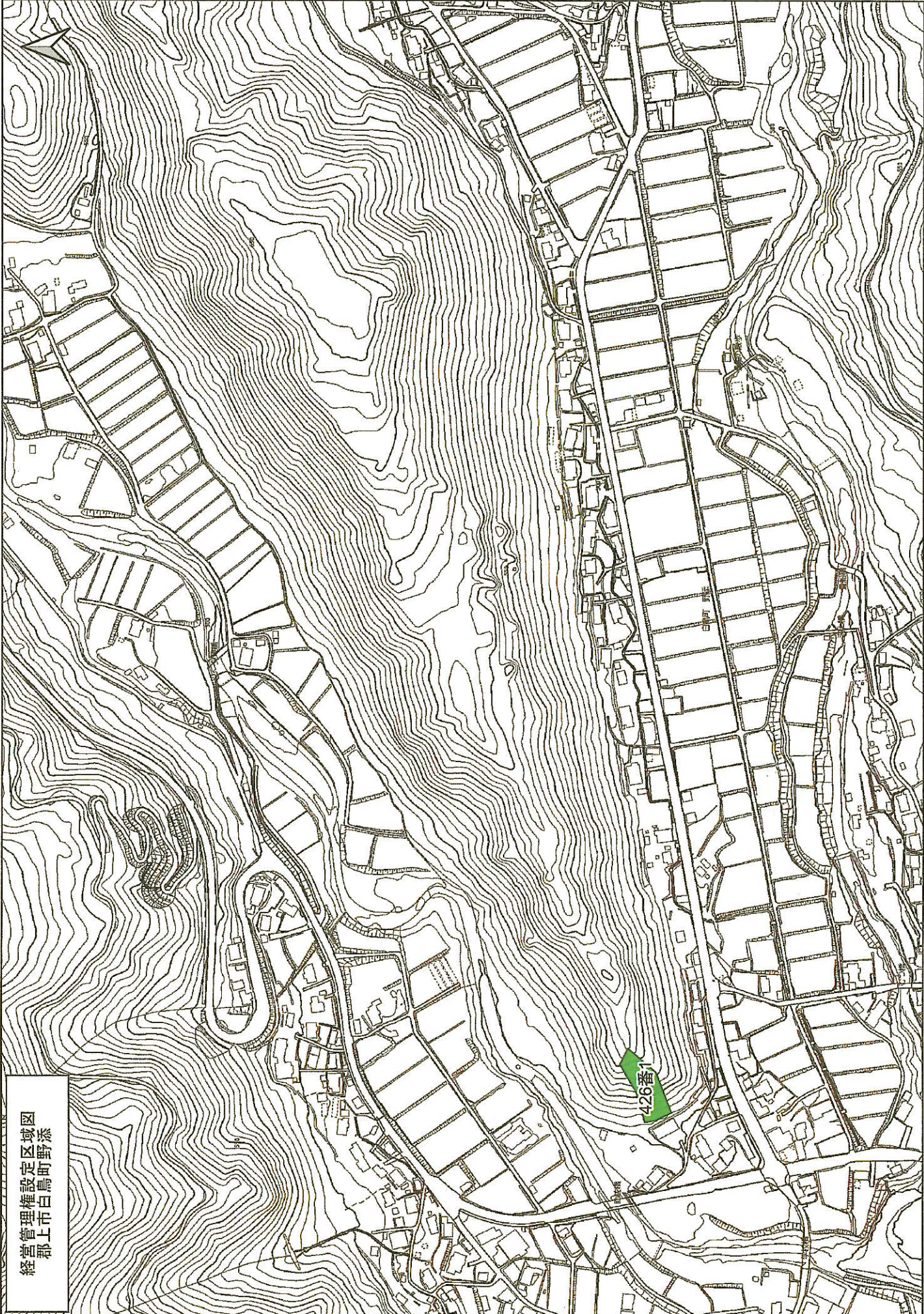


經營管理権設定区域図
郡上市白鳥町野添

1100番9



経営管理権設定区域図
郡上市白鳥町野添



經營管理權設定区域図
郡上市白鳥町野添



1126番4

經營管理權設定区域図
郡上市白鳥町野添

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除して事業を実施すること
- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に普管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。
- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。乙に設定された経営管理権は、この公告の後にあって当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。
- (5) 租税公課の負担
甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(13)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときは乙が（経営管理実施権が設定されるときは経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
- (9) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
 - ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (10) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙の間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (12) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (13) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (14) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。